

専決処分の報告について

令和7年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐野 大輔

令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算 (第 5 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(追加)

事項	期 間	限 度 額
水道基本料金減免に係る料金システム改修業務委託	令和 8 年度	770 千円

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、上記のとおり専決処分とする。

令和 8 年 1 月 28 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐野 大輔